



AKASAKA INTERNATIONAL LAW,  
PATENT & ACCOUNTING OFFICE

2015年8月18日

コートジボワールシリーズ（10）  
～コートジボワールの特許及び商標について～

## 1. コートジボワールにおける知的財産保護に関する法源

コートジボワールは、1967年7月14日世界知的所有権機関を設立する条約について署名した。さらに、同国は、1977年3月2日付バンギ協定によって創設されたアフリカ知的財産機関（OAPI）の構成員でもある。これらの2つの組織によって制定された事項が、コートジボワールにおいては知的財産に関する主な法源となっている。

バンギ協定について、若干説明すると、ベナン、ブルキナファソ、カメルーン、中央アフリカ、チャド、コモロ、コンゴ民主共和国、コートジボワール、赤道ギニア、ガボン、ギニア、ギニアビサウ、マリ、モーリタニア、ニジェール、セネガル、トーゴの17カ国が加盟国である<sup>1</sup>。カメルーンのヤウンデにOAPIが創設された（同協定40条）。本条約は、条約末尾に記載されている通り、フランス語が正文である。

バンギ協定の一部として取り扱われるバンギ協定付属書の項目は、以下の通りである（同協定4条）。

- 1 特許 (les brevets d'invention) 、
- 2 実用新案 (les modèles d'utilité) 、
- 3 商標 (les marques de produits ou de services) 、
- 4 意匠 (les dessins et modèles industriels) 、
- 5 商号 (les noms commerciaux) 、
- 6 地理的表示 (les indications géographiques) 、
- 7 著作権 (la propriété littéraire et artistique) 、
- 8 不正競争防止 (la protection contre la concurrence déloyale) 、
- 9 集積回路の配置 (les schémas de configuration (topographies) des circuits intégrés) 、
- 10 植物新品種の保護 (la protection des obtentions végétales)

そのうち、1特許、2実用新案、3商標、4意匠、5商号、9集積回路の配置、10植物新品種の保護については、原則としてOAPIに直接出願することになる（同協定6条）。原則として、如何なる出願も、各構成国の出願と同等の効力を有する（同協定7条）。OAPIは、特許、実用新案、商標、意匠などについて審査し、登録、公告をする（同協定8、9及び10条）。商号、地理的表示、集積回路、植物新品種についても同様である（同協定11条から14条）。

なお、同協定は、加盟国に直接適用される（同協定5条）。

## 2. 特許

コートジボワールは、パリ条約及び特許協力条約に批准しているが、主要な特許の規定はバンギ協定によるものである。付属書1の14条に基づき、特許出願は、所定の方式的要件を満たす必要がある。審査については、方式的要件、発明の単一性（同協定付属書1の15条）や不特許事由

<sup>1</sup> [http://www.wipo.int/wipolex/en/other\\_treaties/parties.jsp?treaty\\_id=227&group\\_id=21](http://www.wipo.int/wipolex/en/other_treaties/parties.jsp?treaty_id=227&group_id=21)

(公序良俗に反する発明、科学的理論・数学的な方式、動植物の品種を対象にしたもの、人体や動物に対する治療法等、コンピュータープログラム、著作権的なものなど) について審査される(付属書 1 の 20 条 及び 6 条)。新規性、進歩性などの実体的審査は閣僚会議によりされるか対象等について決定される(同条)。

存続期間は出願から 20 年である(同協定 9 条)。

ライセンス契約については、以下の規定があることに留意する必要がある。

特許権者は、ライセンスすることが可能であるが、書面による契約によって両当事者によって署名される必要がある(同協定付属書 1 の 36 条)。かかるライセンス契約は、特許に関する特別登録において登録される必要がある。同ライセンスは一定の要件を満たさないと第三者に主張することができない。ライセンサー又はライセンシーが登録官に対しライセンス契約期間満了や終了を立証し登録の取り消しを行う必要がある。ライセンス契約に特別に規定がない限り、第三者へのライセンスの付与はライセンシーに通知する限りで否定されず、ライセンサーが特許権を使用することも否定されない。独占的ライセンスの場合、第三者にライセンスを付与することはできず、特別な規定がない限りライセンサー自ら使用することもできない(以上は、同協定付属書 1 の 36 条)。付与した特許ライセンスに由来しない制限やその権利を維持するのに必要とされない制限については無効とされる(同協定付属書 1 の 37 条)。但し、ライセンスの範囲や期間、特許の有効性を害する可能性の有る行為をしないようにすること等の場合、その限りではない。ライセンスについては、原則として、譲渡することができず、ライセンシーはサブライセンスすることができない(以上は、同協定付属書 1 の 37 条)。37 条違反の場合、利害関係人により裁判所で無効を主張できる(同協定付属書 1 の 38 条)。

侵害については、民事訴訟のみならず、刑事事件としても対応することができるが(同協定付属書 1 の 58 条以下)、特許権が付与されるまでは所定の要件を満たさない限り原則として損害とされない点留意する必要がある。

証明責任については、商品を製造するプロセスの場合、司法当局は被告に以下のいずれの場合に基づき製造特許と異なる方法で製造したことを立証させることができる。1) 製造工程に新規性があること、2) 製造過程で商品が作られ、現に使用された製造方法を合理的な努力をしても証明することできない蓋然性が強いこと(同協定付属書 66 条)。

### 3. 商標

OAPI は、2014 年 12 月にマドリッド議定書に加盟し 2015 年 3 月にその効力が発行した<sup>2</sup>。しかしながら、新しい展開であり、安定的に手続できるか未定である。

他の商品役務と区別するため使用される一切の可視的な標章は商標といい、所定の要件に準拠し公的に認知され法的な性格を有する公的企業、組合その他のグループによって使用される商品役務の標章を団体商標という(同協定付属書 3 の 2 条)。10 年間の存続期間があり更新可能である(同協定 19 条)。

商標登録を受けることができない商標としては、1 識別性がないこと、2 登録済商標と同一で商品役務が同一であること又は欺罔及び混同の危険がある程度に類似していること、3 公序良俗に反すること、4 原産地、商品役務の性質などについて公衆に誤りを発生させるおそれがあること、5 国や国際機関の紋章国旗などを使用しないし含むことなどが挙げられる(同協定付属書 3 の 3 条)<sup>3</sup>。

<sup>2</sup> [https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t\\_shouhyou/kokusai/madopro\\_oapi.htm](https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/madopro_oapi.htm)

<sup>3</sup> 著名商標 (marque notoire) は、裁判所で取消を求めることができる(同協定 6 条)。出訴期間としては善意の出願から 5 年間とされる(同条)。

出願については、OAPI 等に出願する（同協定付属書 8 条）。複数の区分を指定して出願可能である（同協定 9 条）。OAPI は、出願商標について一定の要件に従っているか審査する（同協定 14 条）。例えば、以上にあげた登録を受けることが出来ない事由に該当するか（同協定 3 条）、形式的要件に従っているか（同協定 8 条）などがあげられる。決定の通知から 60 日以内に出願人は同決定について審判申立（recours auprès de la commission supérieure de recours）をすることができる（同協定 15 条）。なお、OAPI は、登録後の際公告をする（同協定 17 条）。

利害関係人は公告から 6 ヶ月以内に登録に対して同協定 2 条及び 3 条に違反することを理由に異議申立をすることができる。

登録から OAPI の地域で 5 年使用しない場合、裁判所により不使用取消決定がされる可能性がある（同協定 23 条）。

同協定 2 条、3 条に違反する場合、先行商標権と重なり合いがあり同商標権者から申立がある場合、民事裁判により登録商標を無効にすることができる（同協定 24 条）。

商標は、譲渡可能である（同協定 26 条）。但し、特別登録に登録しない限り、第三者に対抗できない（同協定 27 条）。

ライセンス契約については、以下の規定があることに留意する必要がある。

特許権者は、ライセンスすることが可能であるが、書面による契約によって両当事者によって署名される必要がある（同協定付属書 3 の 29 条）。かかるライセンス契約は、商標に関する特別登録において登録される必要がある。同ライセンスは一定の要件を満たさないと第三者に主張することができない。ライセンサー又はライセンシーが登録官に対しライセンス契約期間満了や終了を立証し登録の取り消しを行う必要がある。ライセンス契約に特別に規定がない限り、第三者へのライセンスの付与はライセンシーに通知する限りで否定されず、ライセンサーが特許権を使用することも否定されない。独占的ライセンスの場合、第三者にライセンスを付与することはできず、特別な規定がない限りライセンサー自ら使用することもできない（以上は、同協定付属書 3 の 29 条）。付与した商標ライセンスに由来しない制限やその権利を維持するのに必要とされない制限については無効とされる（同協定付属書 3 の 30 条）。但し、ライセンスの範囲や期間、特許の有効性を害する可能性の有る行為をしないようにすること等の場合、その限りではない。ライセンスについては、原則として、譲渡することができず、ライセンシーはサブライセンスすることができない（以上は、同協定付属書 3 の 30 条）。同協定 30 条違反の場合、利害関係人により裁判所で無効を主張できる（同協定付属書 3 の 31 条）。

侵害等の手続は、民事裁判所が管轄権を有する（同協定 47 条）。

刑罰及び団体商標については割愛する。

以上

赤坂国際法律会計事務所  
〒104-0031  
東京都中央区京橋 1-1-10  
西勘本店ビル 5 階  
TEL(03)3548-2702  
www.ailaw.co.jp

西アフリカプラクティスチーム  
弁護士 角田 進二  
アシスタント ロマン・ブヨール